

特定非営利活動法人はばたきソーシャルワークス 2021年度公開研修

事例から学ぶ

「親なきあと」に向けた 切れ目のない支援を目指して

～法人による任意後見活用法～

令和3年6月5日（土）

特定非営利活動法人はばたきソーシャルワークス
代表理事 山口 翔多

特定非営利活動法人はばたきソーシャルワークス

代表理事（社会福祉士・行政書士）

山口 翔多 *Biography*

● 社会福祉士を取得

埼玉県入間郡越生町出身。埼玉県立松山高校卒業。
文教大学在学時に社会福祉士を取得。

● 障害者支援施設へ入職

大学卒業後、障害者支援施設へ生活支援員として勤務。
自閉症・知的障害のある方の生活支援に携わる。

● 「親なきあと」の課題を感じ行政書士を取得

行政書士事務所はばたきを開業し、障害のある方の成年後見、
ご家族の遺言・相続実務に携わる。

● はばたきソーシャルワークス設立

障害のある方とご家族の「親なきあと」の支援を目的とし、
これまでの活動を法人化。



本日も話すること

第1章 はじめに

1. 事例紹介
2. 相談者の思い
3. いつに向けて準備するのか
4. 「親なきあと」の準備の進めかた

第2章 「親なきあと」と自宅

1. 何もしないと自宅はどうなるのか
2. 空き家の課題
3. 【別事例】自宅が空き家になるまで①
4. 【別事例】自宅が空き家になるまで②
5. 空き家対策と活用方法（通常売却）
6. 空き家対策と活用方法（リースバック）
7. 空き家対策と活用方法（遺言による売却）
8. 空き家対策と活用方法（遺言による分割方法指定）
9. 空き家対策と活用方法のまとめ

第3章 親御さん自身の老後

1. 親御さんが亡くなられたあとの死後事務
2. 親御さんが亡くなられたあとの相続
3. 誰が手続きをするのか

第4章 「親なきあと」とキーパーソン

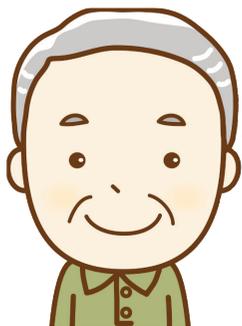
1. 「親なきあと」に備えて
2. 判断能力の状況と利用できる制度
3. 成年後見人は何をしてくれるのか
4. 成年後見制度の全体図
5. 法定後見の3つの類型
6. 任意後見の仕組み
7. 成年後見人になれる人
8. 誰がなるのかについての注意点～親族後見～
9. 報酬の種類と目安
10. 問題点と今後の動向

第5章 まとめ

1. 相談者の思いと具体的な準備
2. 法人による任意後見活用法
3. 「親なきあと」の準備の進めかた（再掲）

第1章 はじめに

1. 事例紹介

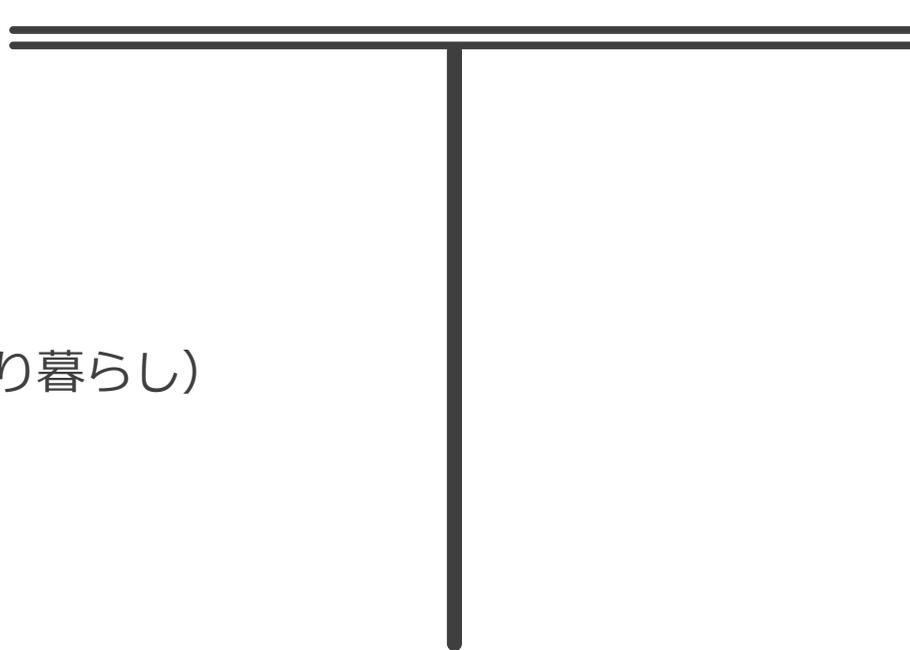


父 70歳代

【住む場所】 自宅（ひとり暮らし）

【働きかた】 無職

【主な収入】 老齢年金



母 2年前に他界



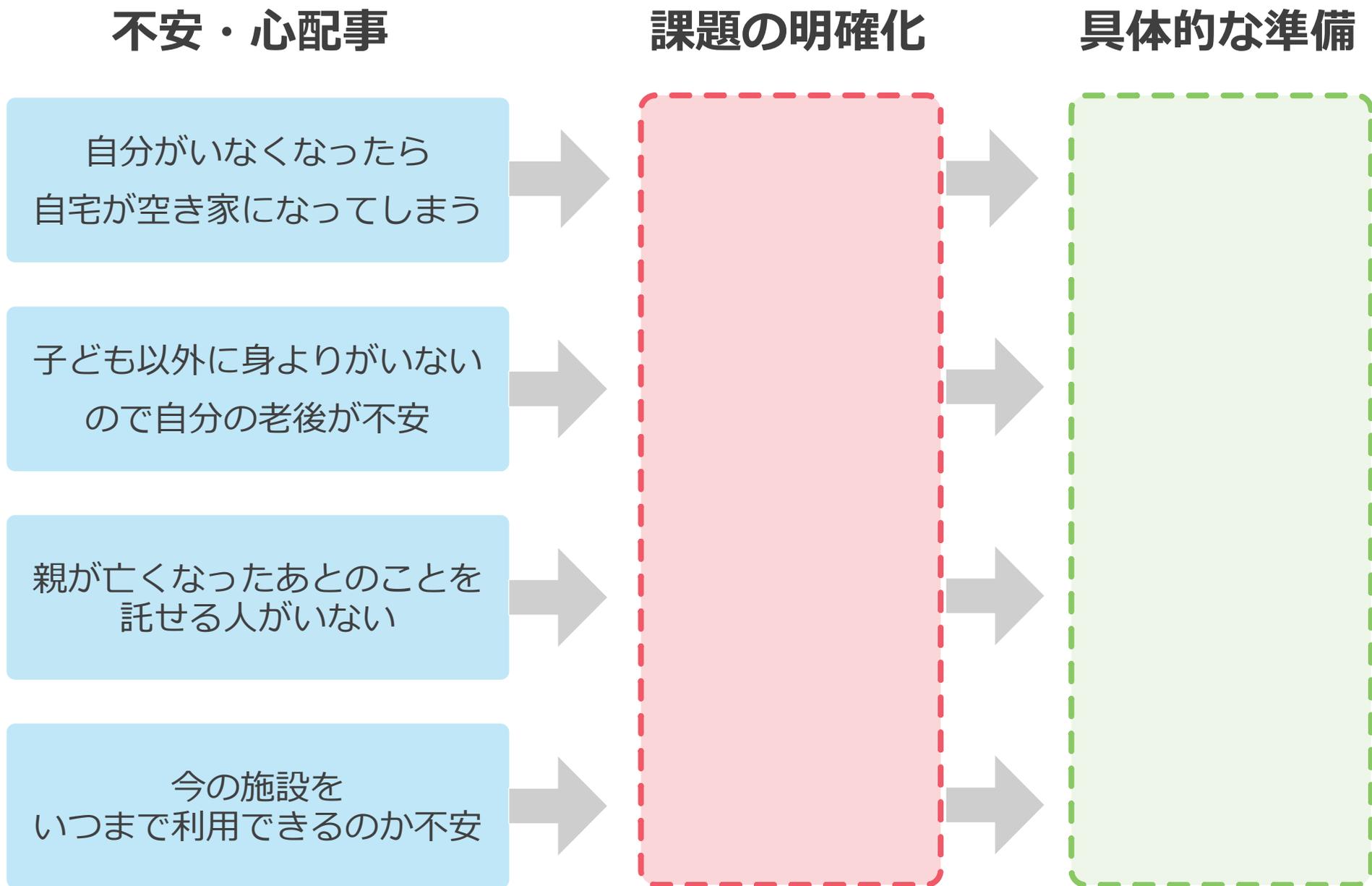
子 40歳代

【住む場所】 グループホーム

【働きかた】 就労継続支援B型

【主な収入】 障害基礎年金2級
工賃

2. 相談者の思い



3. いつに向けて準備するのか

> 親が面倒をみられるのが80歳までとすると



本人出生時に
おける親の年齢

20歳

親が面倒をみられる期間
(親80歳・本人60歳)

30歳

親が面倒をみられる期間
(親80歳・本人50歳)

40歳

親が面倒をみられる期間
(親80歳・本人40歳)

親の支援が
なくなった後

ポイント

「親が亡くなった後」ではなく
「親の支援がなくなった後」に向けて親が元気なうちに準備をする

4. 「親なきあと」の準備の進めかた

> 「親なきあと」の準備の3ステップ

→不安・心配事は人それぞれ

=我が事として具体的に考える

①課題を明確にする

- ・具体的なイメージをもつ
- ・将来起こりうることを知る

②できることを知る

- ・相談先を見つける
- ・いつ何をすべきかを知る

③具体的な準備をする

- ・できることから少しずつ
- ・顔の見える準備を

ポイント

**ポイントは順番
「ご家族が安心」できて「ご本人のためになる」準備を**

第2章 「親なきあと」と自宅

1. 何もしないと自宅はどうなるのか

>一人っ子の場合（自宅に住まない）



自宅以外に住んでいる

障害者支援施設
グループホーム
アパート・マンション など



空き家問題

>きょうだいがいる場合



不動産共有問題



2. 空き家の課題

> 空き家のデメリットとリスク

- 住んでいなくても**固定資産税**を払い続けることに
- 建物の劣化・損傷による**事故や空き巣・放火**など事件のリスク
- 継続的な維持・管理（**草むしり・蜂の巣駆除・近隣の方との付き合い**）
- 行政代執行により**解体費用を負担**することも

= せっかく残した財産が本人のために活用できない

> 居住用不動産の処分は家庭裁判所の許可が必要（成年後見制度利用）

→ 居住用不動産とは

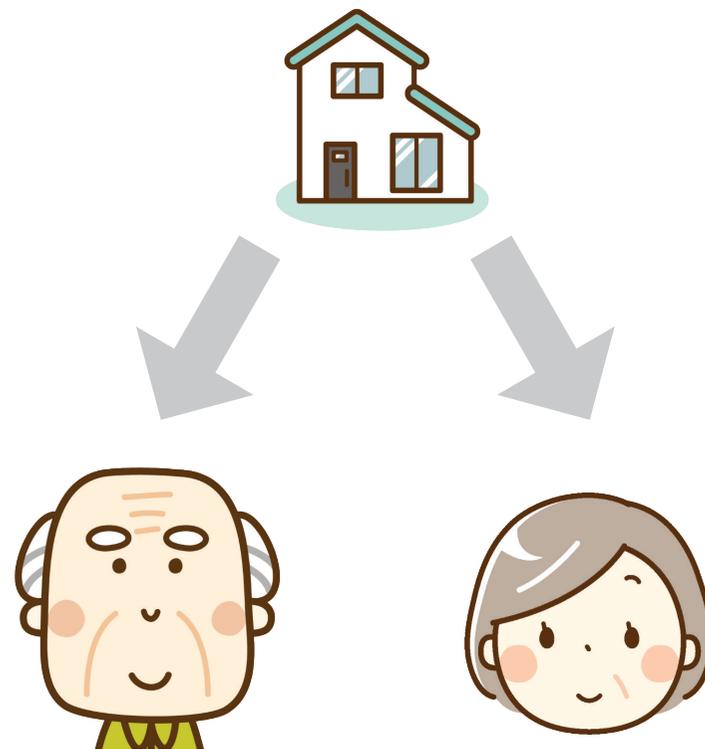
- ① 本人の生活の本拠として**現に居住**している建物とその敷地
- ② 現在居住していないが**過去に生活の本拠となっていた**建物とその敷地
- ③ 現在居住していないが**将来生活の本拠として利用する予定**の建物とその敷地

= ポイントは「必要性」と「妥当性」

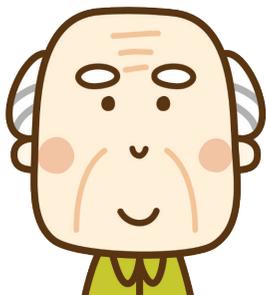
3. 【別事例】 自宅が空き家になるまで①

> 自宅が空き家になったケース

本人は、50歳代女性。ひとりっ子。
自宅に住み、日中は就労継続支援B型事業所に通所している。母を早くに亡くしており、長年父が自宅で本人の面倒をみてきた。
今回、その父が特別擁護老人ホームに入所することになった。本人は、父の支援なくひとり暮らしをすることが困難であるため、グループホームを利用することになった（自宅が空き家になる）。父子ともに施設利用契約や財産管理の支援が必要となり、成年後見制度を利用開始。
なお、自宅は父の単独名義。



4. 【別事例】 自宅が空き家になるまで②



②お父様が亡くなったら

→障害のある本人名義になる（相続手続き）
= 固定資産税の納税義務が生じる
→草むしり・蜂の巣駆除などの管理

①お父様に成年後見人がついた

お父様自身で自宅を売却することができなくなる

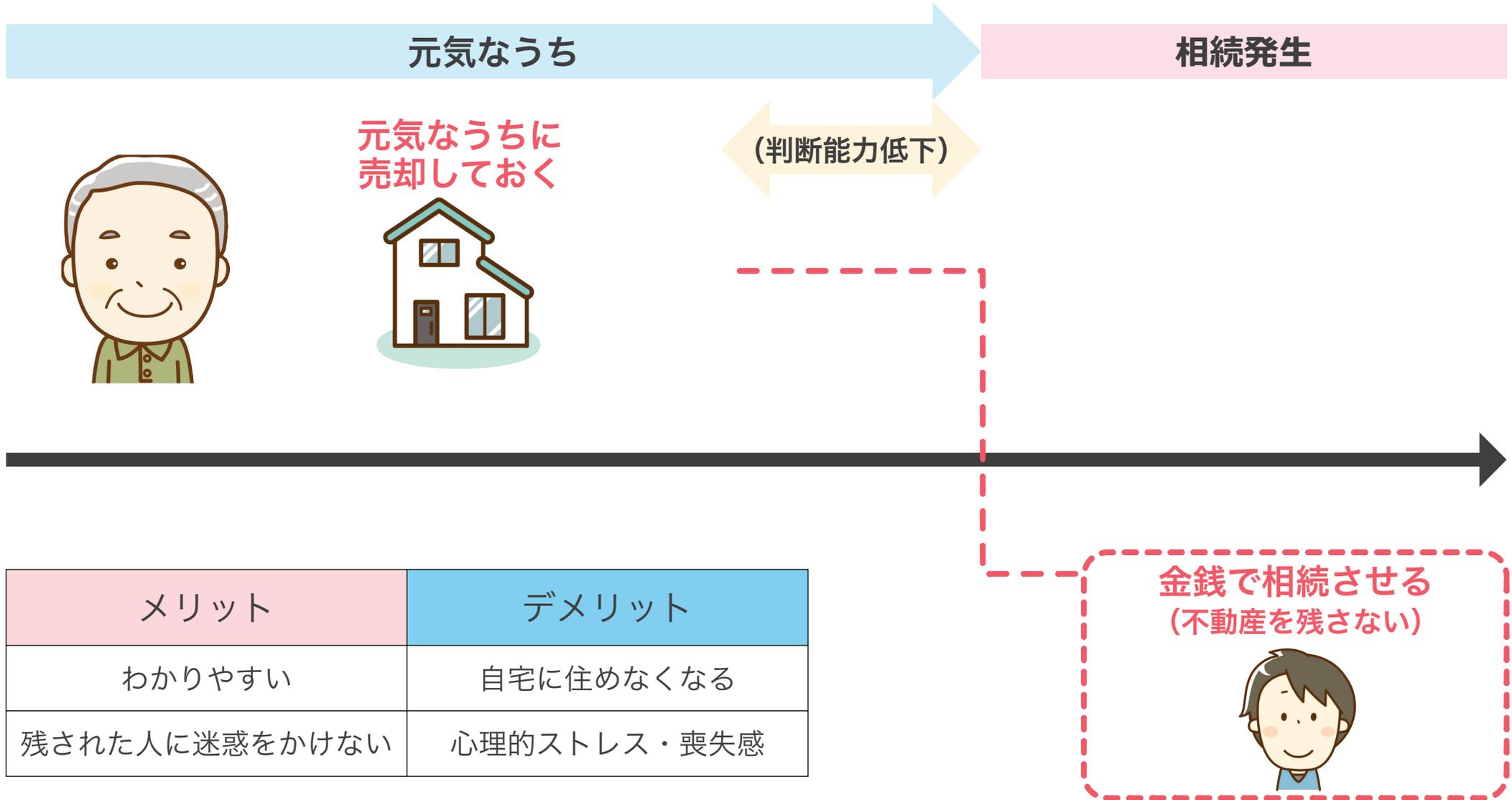
③将来どうなるのか

本人の意思では売却できない
=成年後見人が家庭裁判所の許可を得て処分

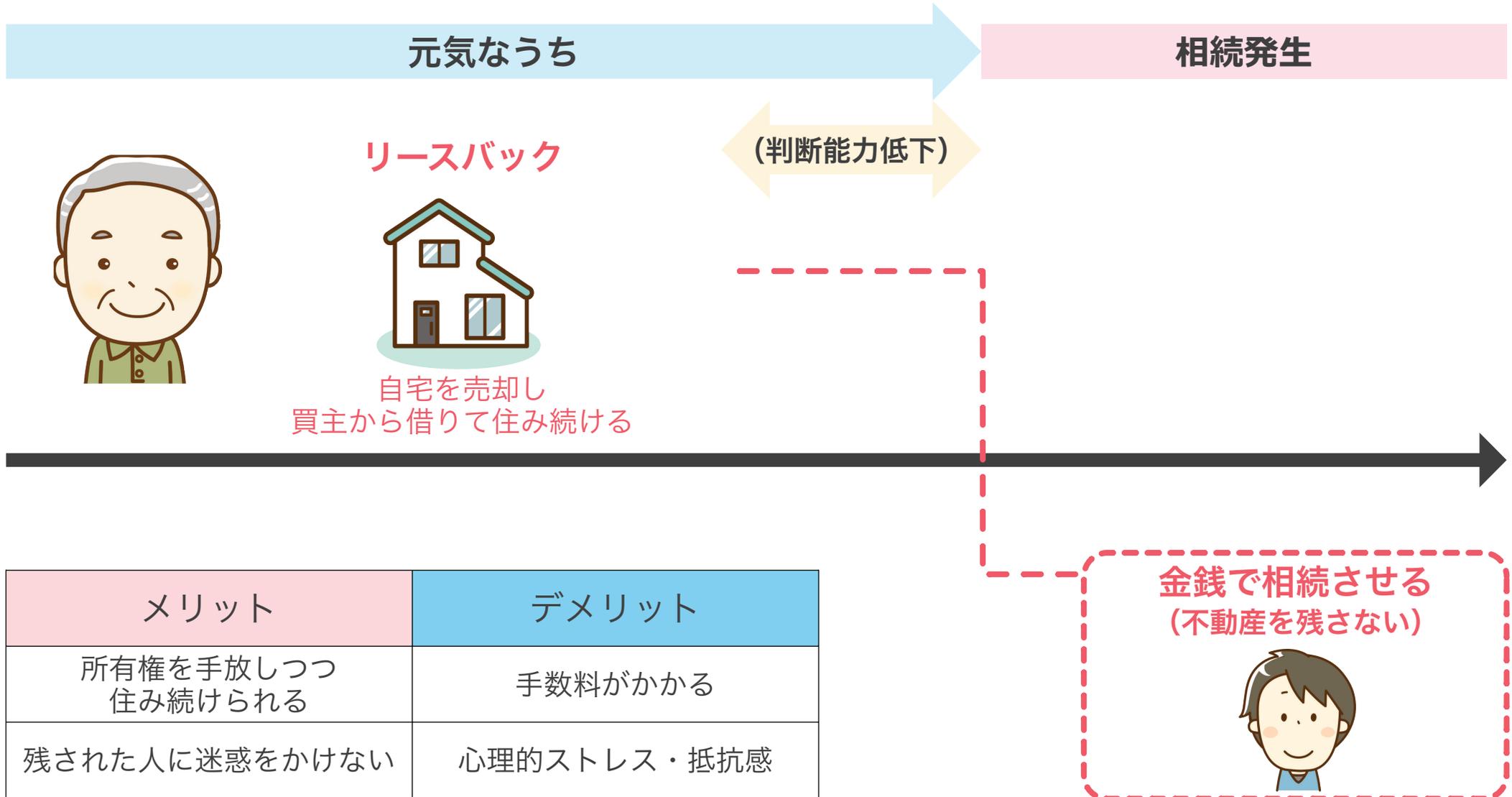
ポイント

**親が残した建物という「資産」が
解体費用という「負債」となって引き継がれることに**

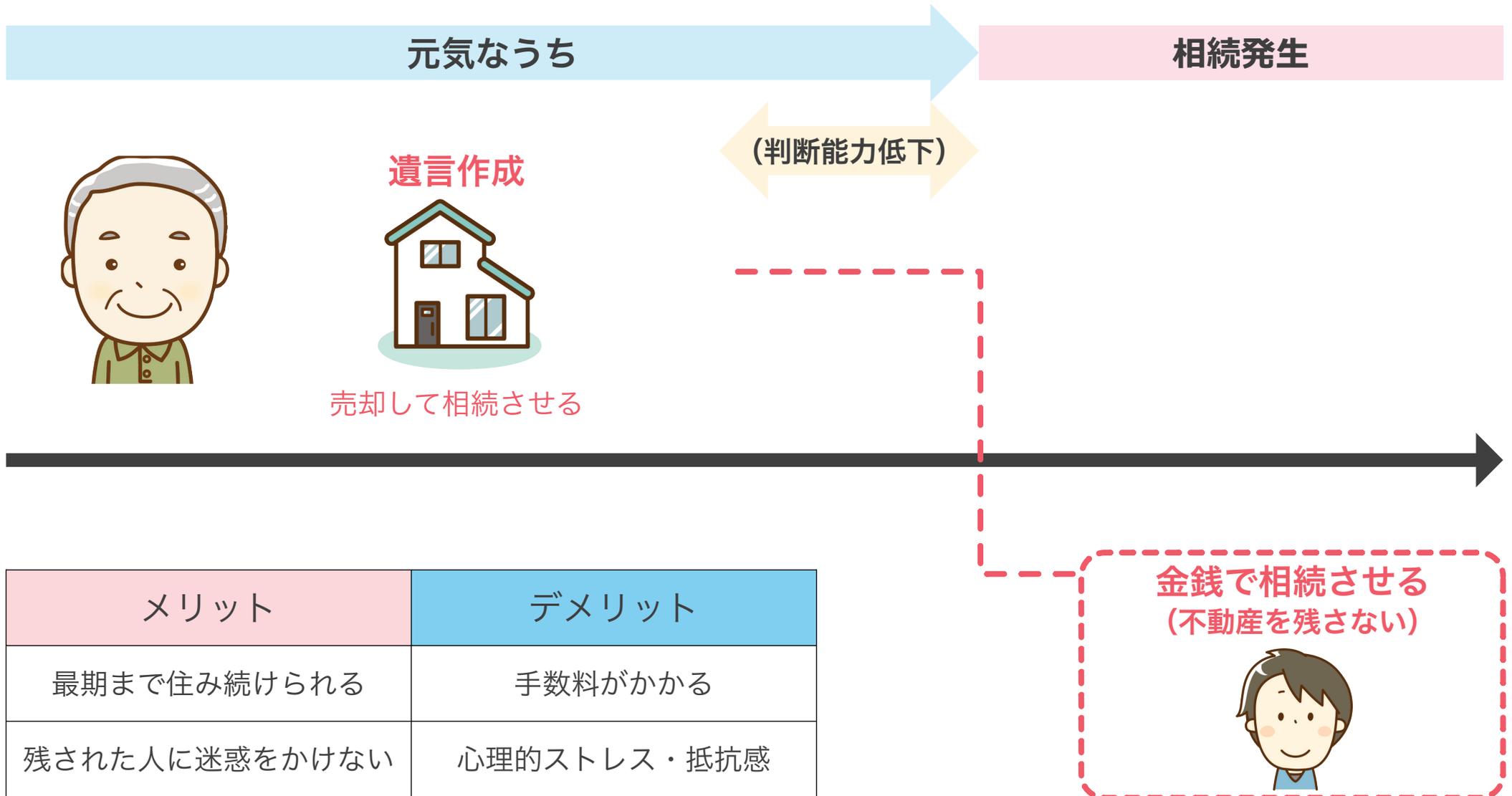
5. 空き家対策と活用方法（通常売却）



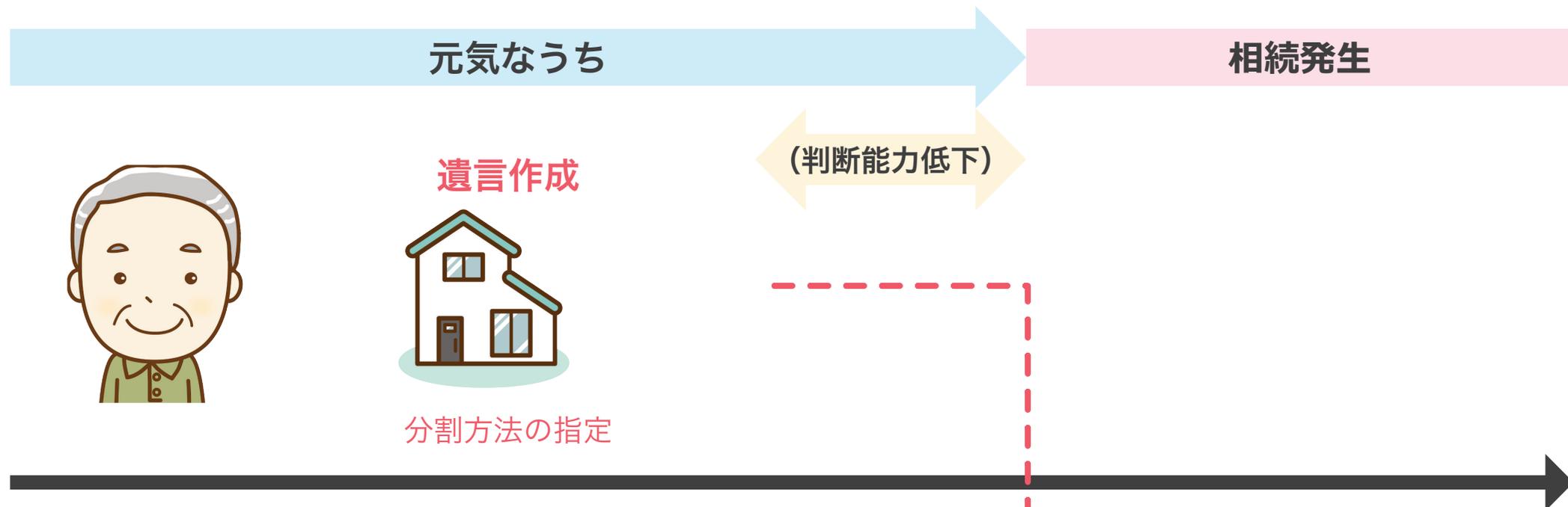
6. 空き家対策と活用方法（リースバック）



7. 空き家対策と活用方法（遺言による売却）



8. 空き家対策と活用方法（遺言による分割方法指定）

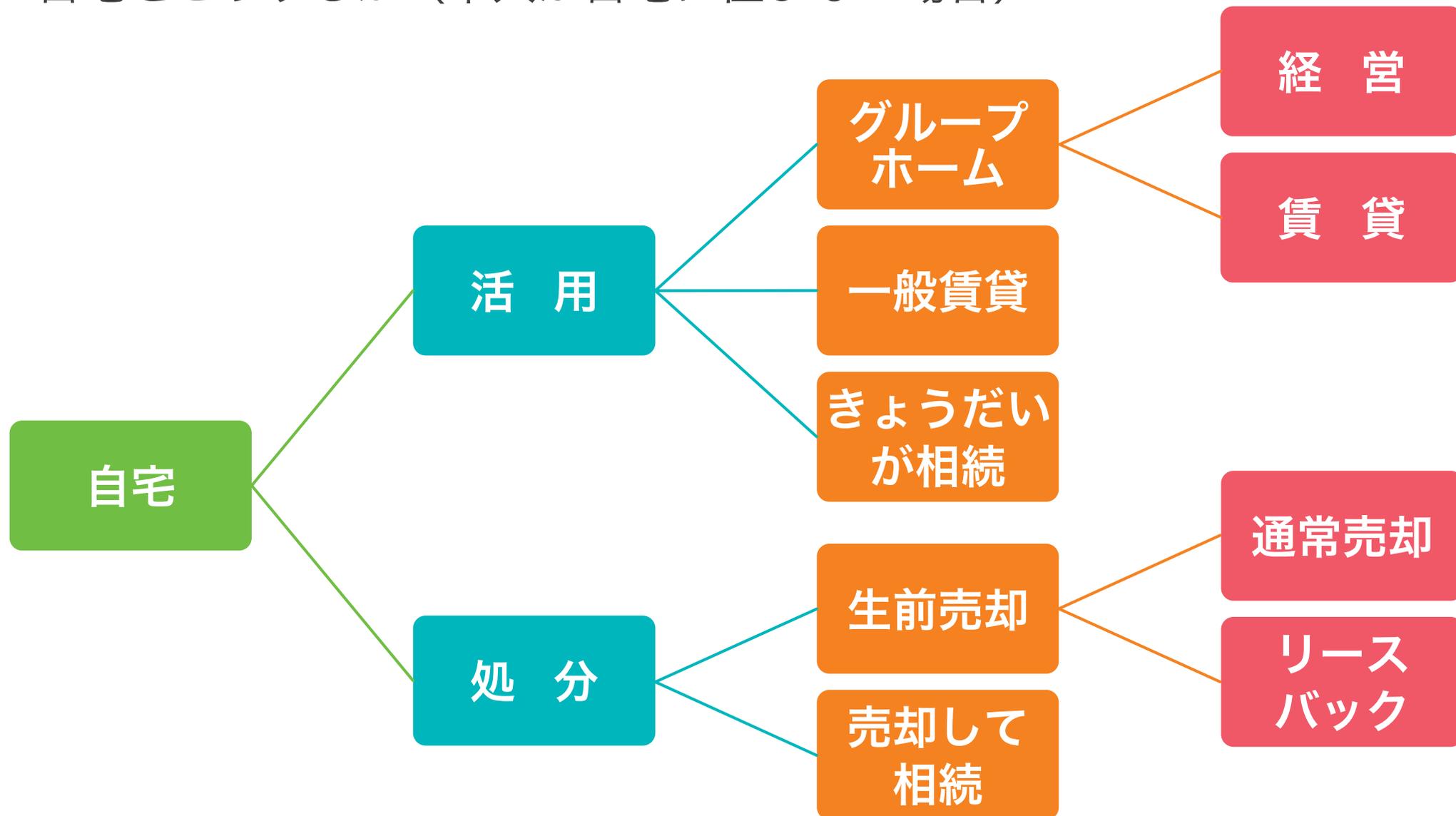


メリット	デメリット
最期まで住み続けられる	手間がかかる
残された人に迷惑をかけない	-
不動産共有問題を回避	-



9. まとめ

> 自宅をどうするか（本人が自宅に住まない場合）



第3章

親御さん自身の老後

1. 親御さんが亡くなられたあとの死後事務

すみやかに

14日以内

7日以内

当日

葬儀の施行・納骨

公共料金等の解約・契約者変更

高額医療費の請求申請

葬祭費（埋葬料）の支給申請

遺族年金請求書の提出

未支給年金の請求申請

年金受給権者死亡届の提出

ご遺族の国民年金加入届の提出

ご遺族の国民健康保険資格届の提出

後期高齢者医療資格喪失届の提出

国民健康保険資格喪失届の提出

世帯主変更届の提出

火葬許可申請

死亡届の提出

入院費の支払い確認

病室内の私物引取り

遺体の搬送・葬儀社との打ち合わせ

死亡診断書の受領・死亡届の記入

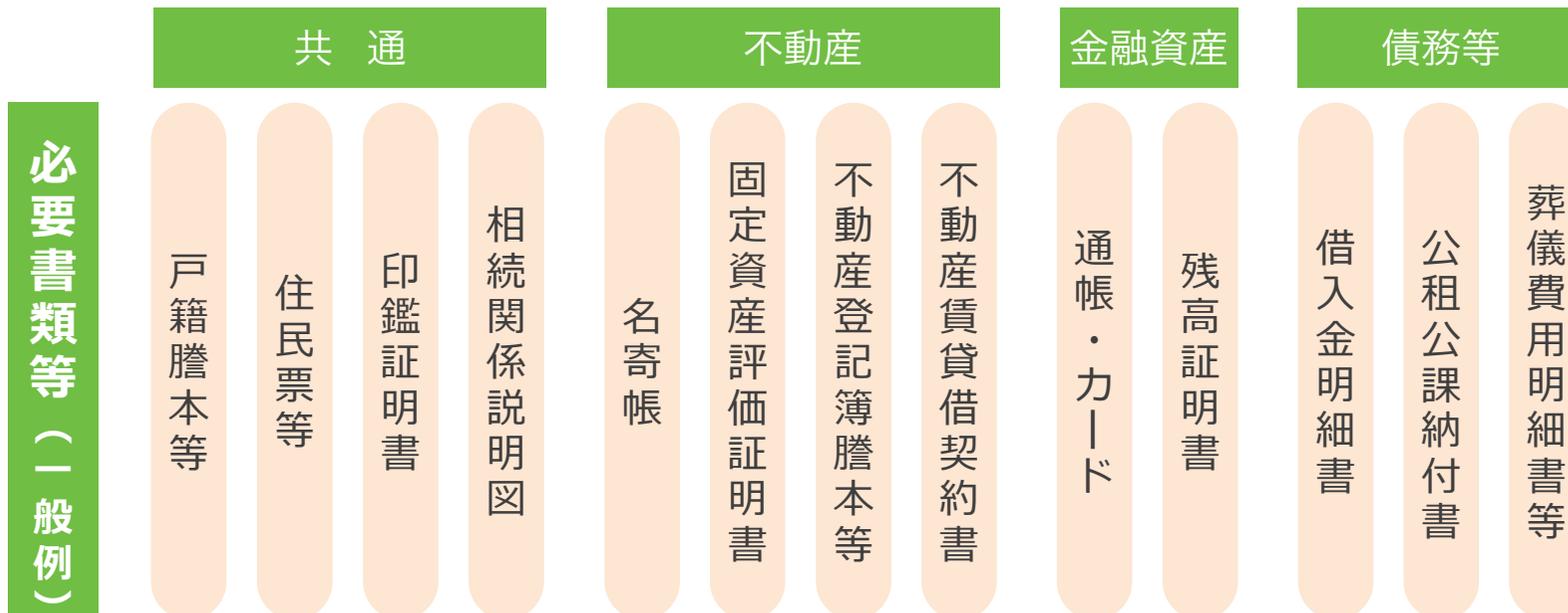
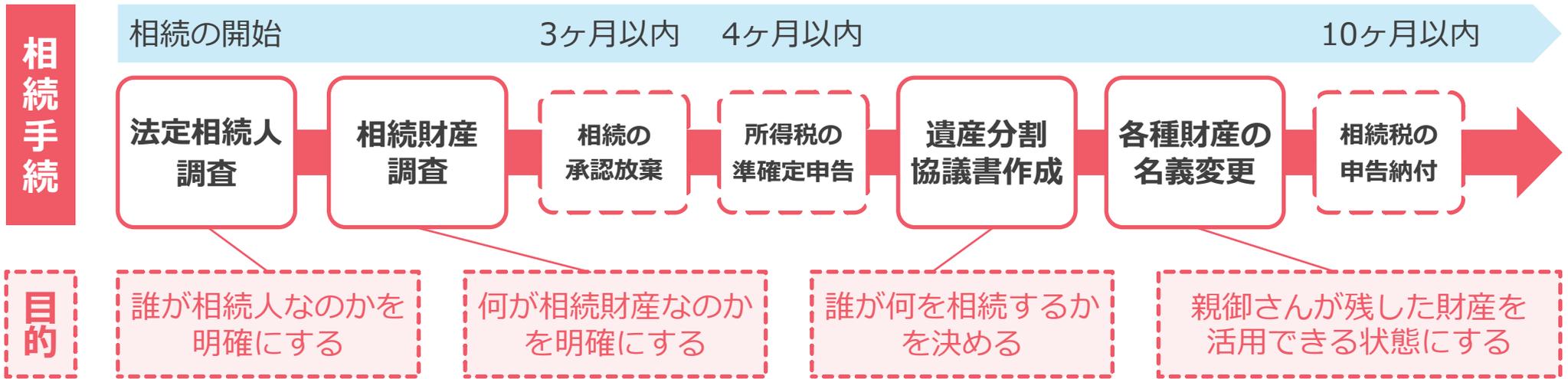
死亡確認

遺体搬送の手配・病院への駆けつけ

必要な手続き（一般例）

2. 親御さんが亡くなられたあとの相続（遺言がない場合）

➤ 実際に親御さんが亡くなられたら（財産面）



3. 誰が手続きをするのか

> きょうだいに任せる

→ 手間と時間がかかる

→ 財産の取りこぼしやトラブルにつながる

> 本人に成年後見人が就任して手続きをする

→ 就任するまでに時間がかかる

→ 財産の残し方について、親の思い通りにならない（法定相続分の確保）

> 金融機関のサービスを利用する

→ 一般的に士業と比べ報酬が高い

> 遺言作成＋遺言執行者を選任しておく

→ 親御さんが亡くなったときに手続きをする人を定めておける

→ 相続手続きのためだけに成年後見人をつける必要がなくなる

ポイント

おすすめの相談先は、相続・遺言実務を扱っている士業

第4章

「親なきあと」とキーパーソン

1. 「親なきあと」に備えて

> 親御さんがやってきたことを誰がやるのか

- 日常生活のサポート
- 障害福祉サービスの利用契約
- 行政手続き（障害福祉サービス受給者証の更新等）
- 預貯金の管理
- その他生活全般に関わる支払いや手続き

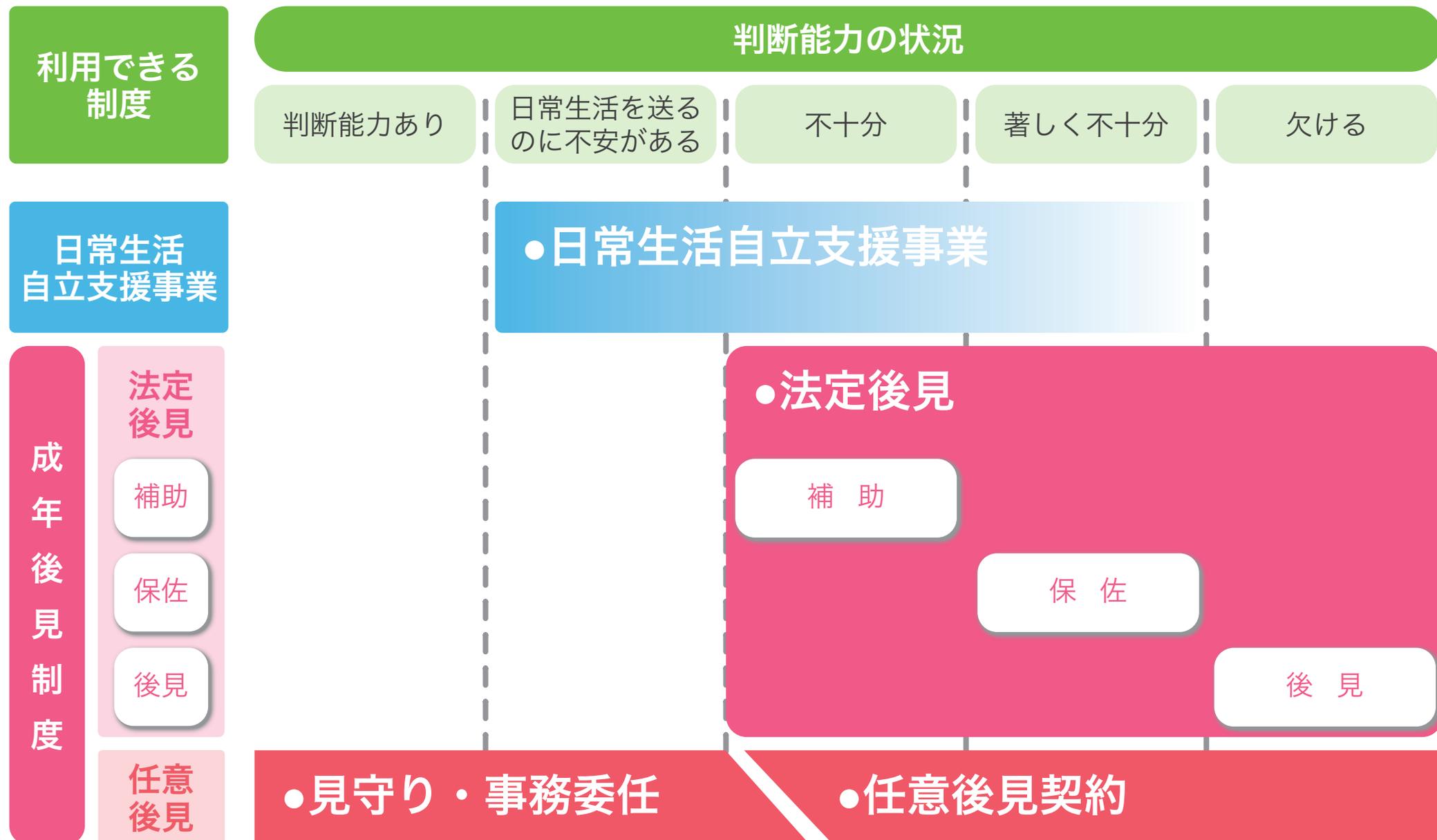
> 親御さん自身の老後を誰が支えてくれるのか

- 見守り
- 介護サービスの利用契約
- 行政手続き（年金関係、介護保険関係）
- 財産の管理（不動産含む）
- その他生活全般に関わる支払いや手続き

ポイント

**完全な“親の代わり”はいませんが
さまざまな制度・サービスを組み合わせることで準備できます**

2. 判断能力の状況と利用できる制度



3. 成年後見人は何をしてくれるのか

> 身上監護

→本人の意思を尊重し、かつ適切な環境で福祉サービスや介護が受けられるよう配慮し、必要な手続きを行うこと

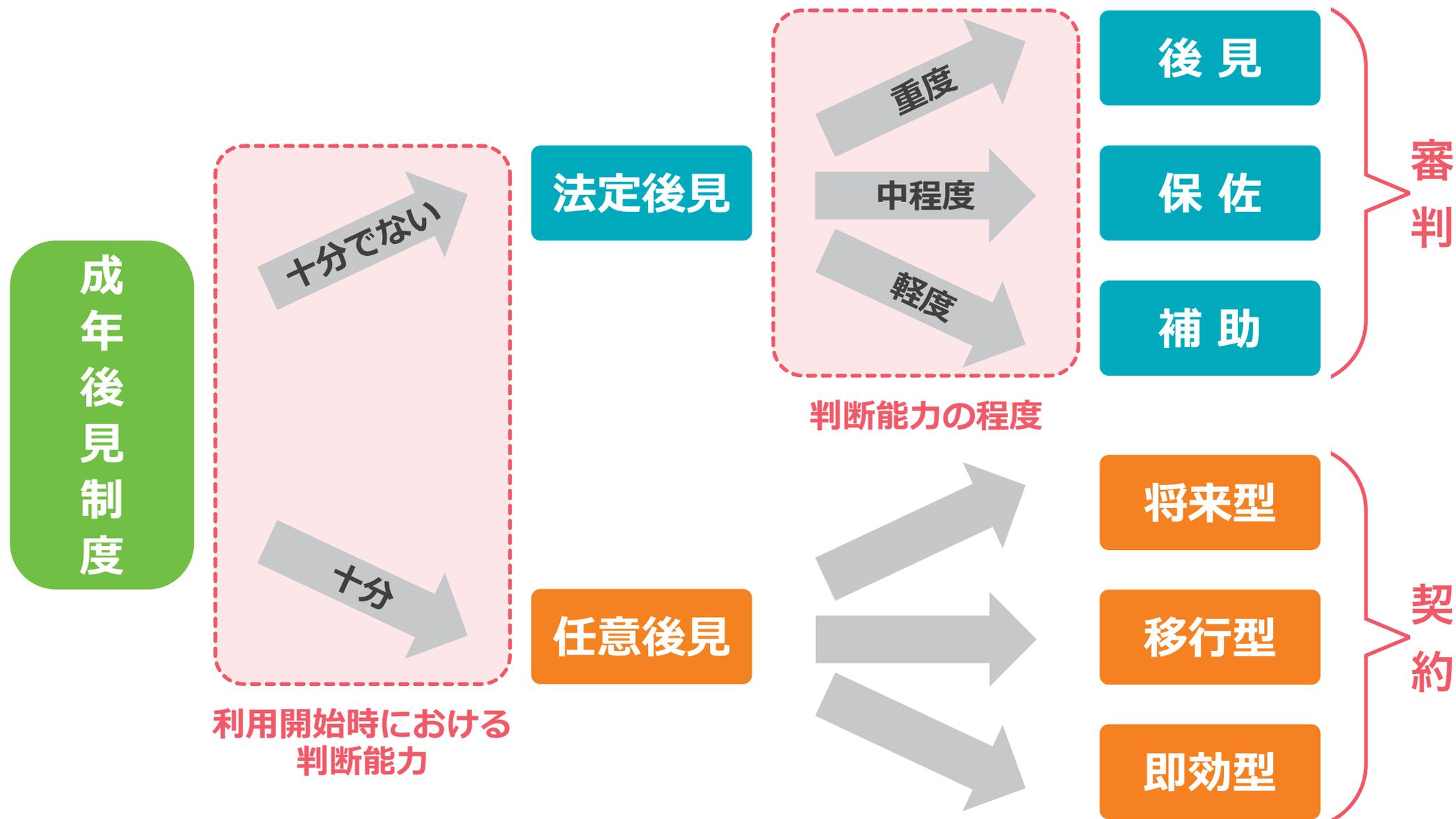
成年後見人の仕事（できること）	注意点（出来ないこと）
福祉サービス等利用契約	事実行為（直接的な生活支援・介護）
福祉サービス等利用料支払い	身分行為（結婚・離婚、養子縁組）
家賃の支払いや契約更新	医療同意
定期的な生活状況の確認	臓器提供・延命治療

> 財産管理

→本人の財産を全て把握したうえで、日々の収入や支出を管理し、事情に応じて適切な管理・処分を行うこと

成年後見人の仕事（できること）	注意点（出来ないこと）
預貯金通帳の管理	財産の贈与
収支の管理	積極的な資産運用
不動産の管理・処分	居住用不動産の処分は家庭裁判所の許可
相続手続（法定相続分の確保）	遺言

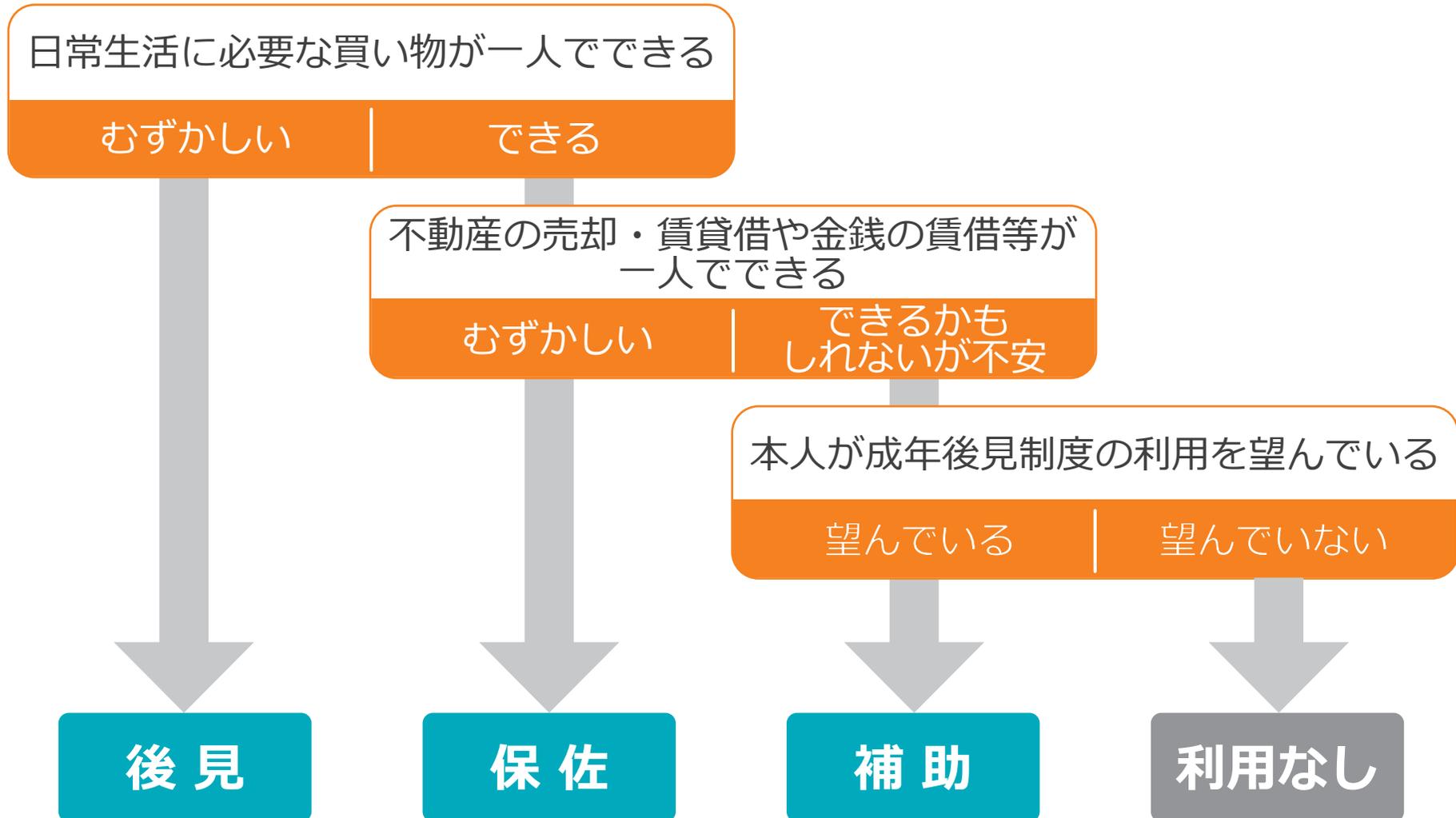
4. 成年後見制度の全体図



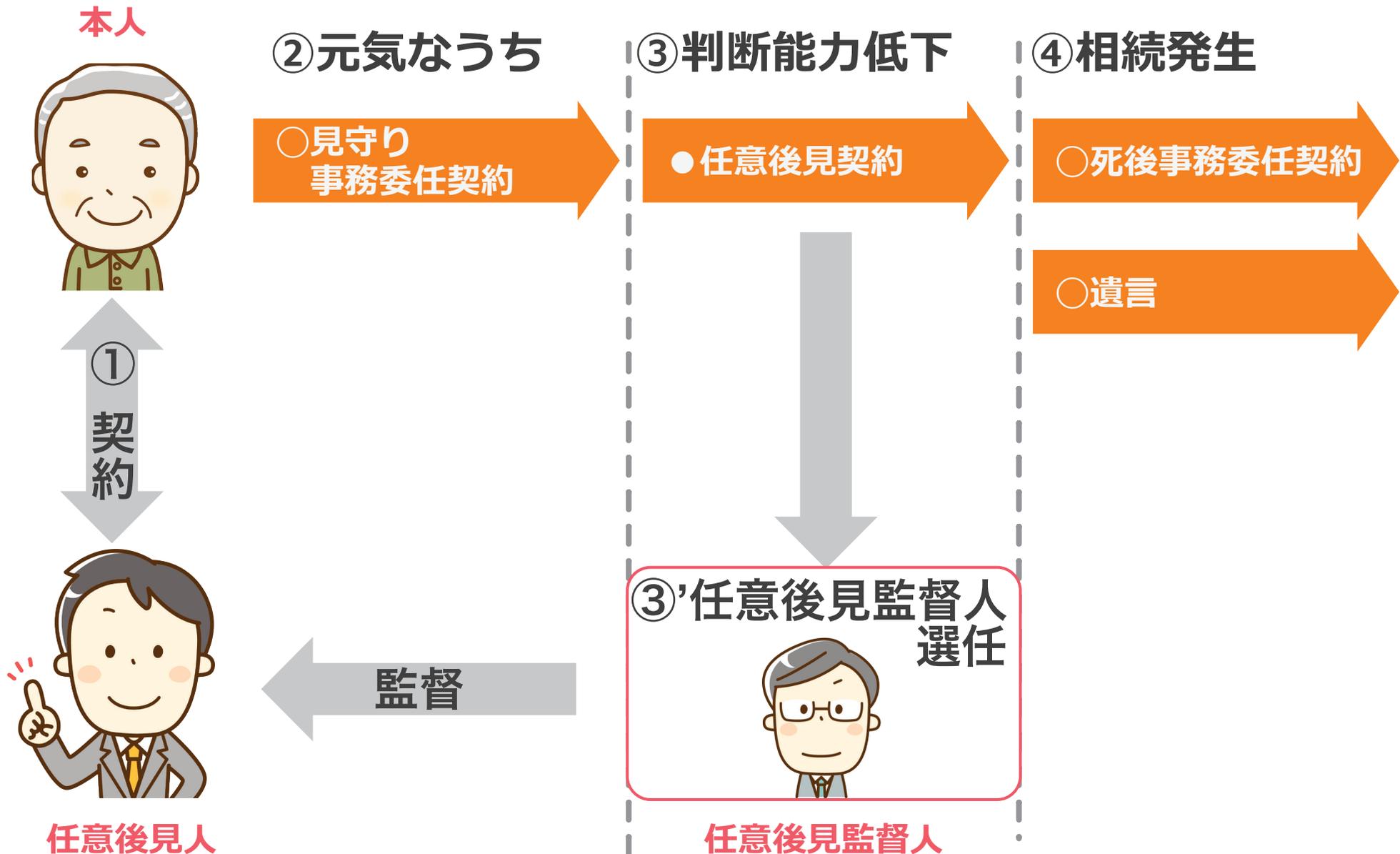
5. 法定後見の3つの類型

> 類型の目安

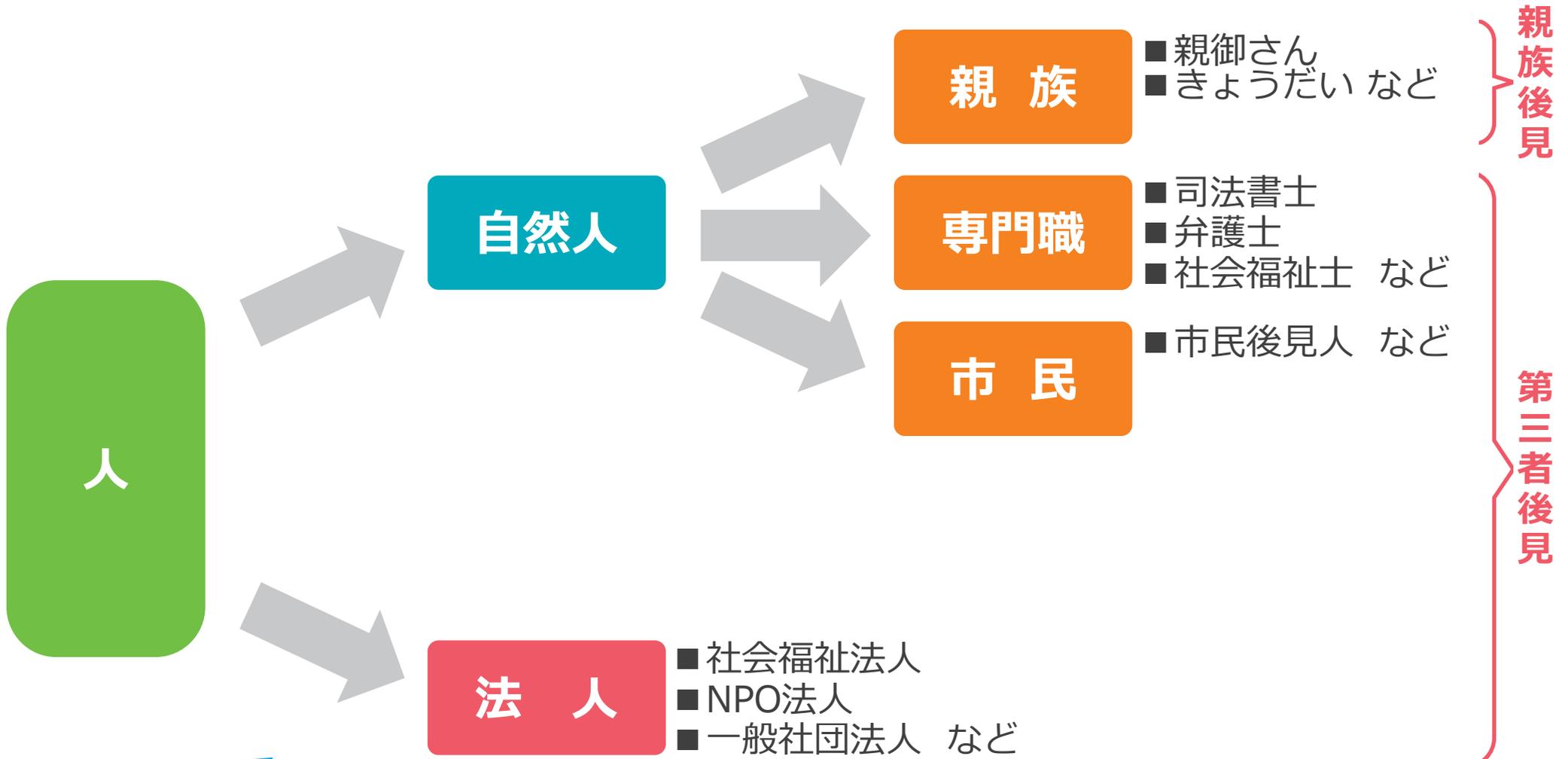
→ 医師の診断書に記載される「判断能力についての意見」が基準
= 家庭裁判所が決定



6. 任意後見の仕組み



7. 成年後見人になれる人



ポイント

信頼できるか、継続的に活動できるかなどを
基準に後見人等候補者を選びましょう

8. 誰がなるかについての注意点～親族後見～

> 親御さん

→ 継続性担保の問題

→ 親御さんが高齢だと単独で選任されにくい傾向

= 他の専門職（弁護士・司法書士）が後見監督人に就くことが多い

= 複数後見（「親御さん」＋「専門職」）になることもある

※希望どおりにならなかったことを理由に申立てを取り下げることができない

> きょうだい・その他親族

→ 実務の負担（きょうだい・その他親族の生活）

→ きょうだいの場合、親御さんの相続時、本人と利益相反関係になる

= 別途、特別代理人を選任する必要がある

※きょうだい・その他親族が成年後見人にならずに財産管理を行わないように

ポイント

継続性の担保と実務の負担
“家族”として後見を担うことの限界

9. 報酬の種類と目安

>基本報酬

→管理財産額（預貯金・有価証券など流動資産の合計額）が目安となる
＝成年後見人の属性によって決まるわけではない

(月額)

管理財産額 (流動資産の合計額)	成年後見人 保佐人 補助人	成年後見監督人 保佐監督人 補助監督人 任意後見監督人
1,000万円以下	2万円	1～2万円
1,000万円超え 5,000万円以下	3～4万円	
5,000万円超え	5～6万円	2.5～3万円

※複数後見の場合は、分掌事務の内容に応じて適宜の割合で按分

※任意後見の場合は、契約による

>付加報酬

→身上監護等に特別な事情があった場合には、相当額の報酬を付加
＝「相続」「住所地変更」「不動産売却」など

10. 問題点と今後の動向

> 問題点

→実務の形骸化

=財産のある人の成年後見人は、事務量が少なくても高額報酬になる

> 管理財産額から業務量へ

→各事務に「標準額」を設定し、事務の煩雑さに応じて加算・減算

> 本人の財産額が少ない場合

→成年後見人への報酬が目安より減額される

=目安の額を機械的に毎月支払うわけではない

> 成年後見制度利用支援事業（市町村必須事業）

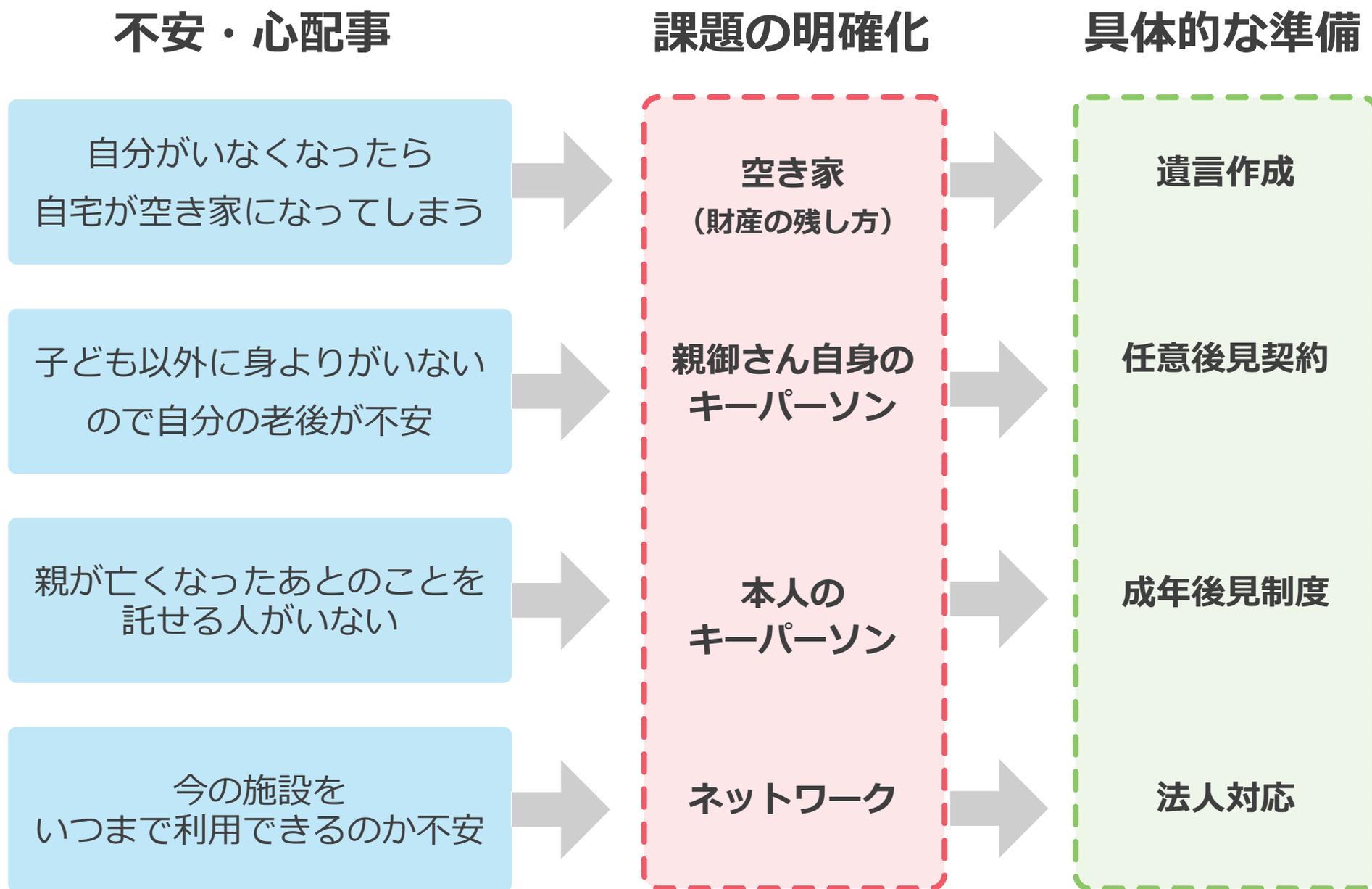
→「申立費用」や「報酬」を自治体が助成 ※条件は市町村によって異なる

ポイント

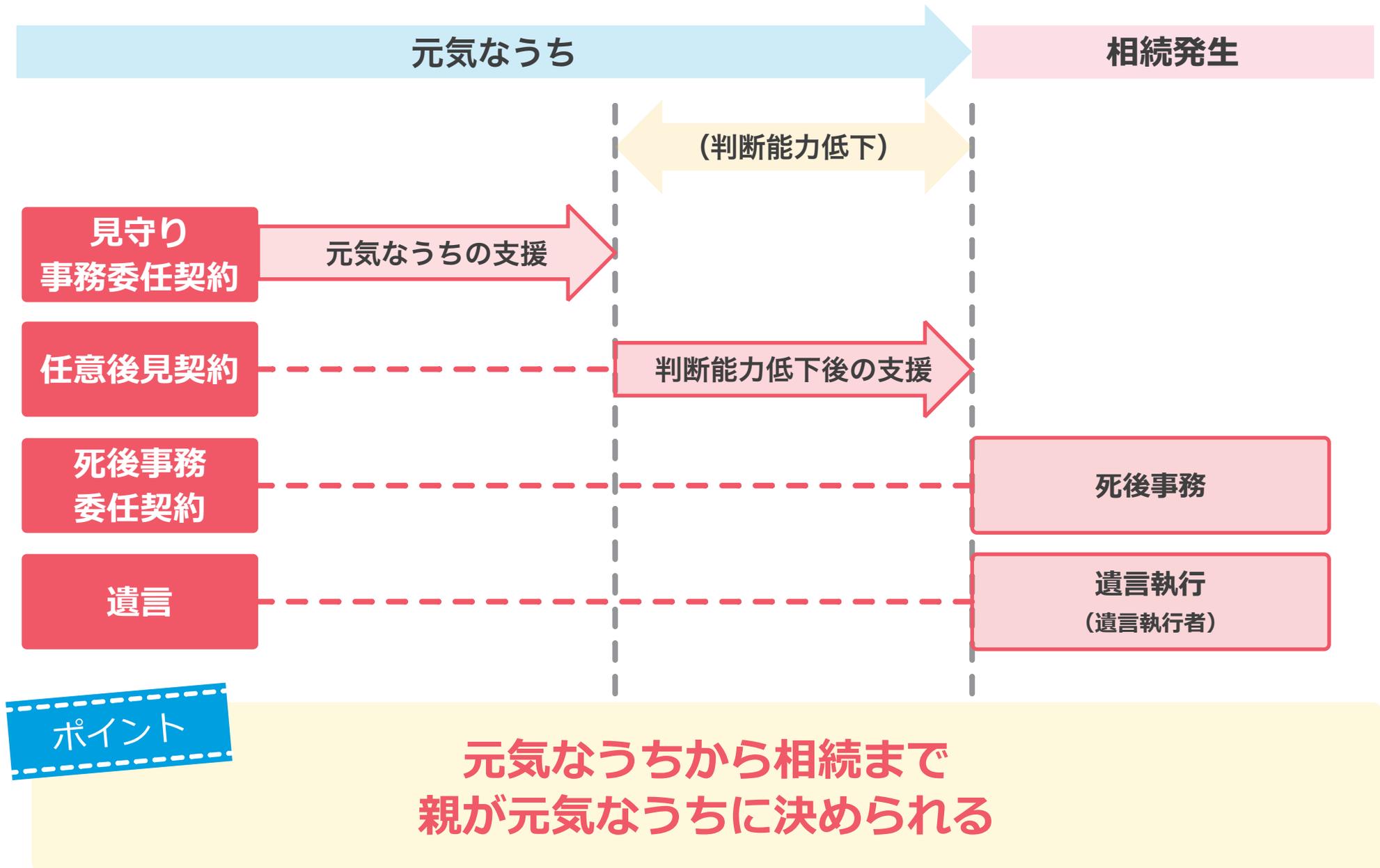
**成年後見制度はあくまで本人を守るための制度
財産がないのに報酬を払い続けることはありません**

第5章 まとめ

1. 相談者の想いと具体的な準備



2. 法人による任意後見活用法



3. 「親なきあと」の準備の進めかた（再掲）

> 「親なきあと」の準備の3ステップ

→不安・心配事は人それぞれ

=我が事として具体的に考える

①課題を明確にする

- ・具体的なイメージをもつ
- ・将来起こりうることを知る

②できることを知る

- ・相談先を見つける
- ・いつ何をすべきかを知る

③具体的な準備をする

- ・できることから少しずつ
- ・顔の見える準備を

ポイント

**ポイントは順番
「ご家族が安心」できて「ご本人のためになる」準備を**

お問い合わせ

「親なきあと」に関するご相談は
下記までお気軽にお問い合わせください

相談
無料

お電話でのお問い合わせ

→ **049-202-2680** 【受付】 9:00～18:00（月～土）

E-mailでのお問い合わせ

→ **info@habataki-sw.com** 【受付】 24時間受付

＼ 公式LINEやZoomでのご相談も承ります ＼



特定非営利活動法人
はばたきソーシャルワークス

ご清聴ありがとうございました